

今後の見通し

公債費は、今後10年間程度は毎年度1,000億円前後の額で推移する見込みです。そのうち、臨時財政対策債などの地方交付税の肩代わりとして発行してきた特例的な県債の償還の割合が年々増加する一方、建設事業に係る通常の県債の償還の割合は年々減少していく見込みです。

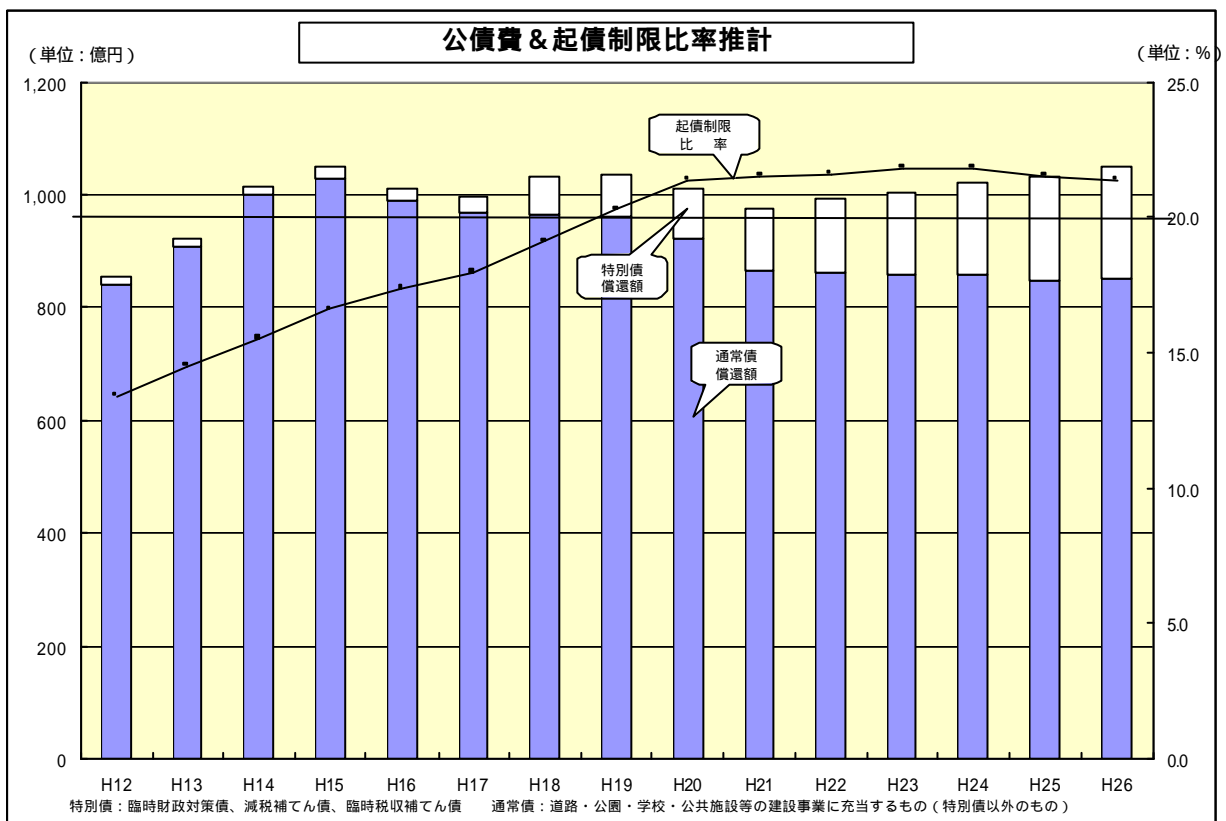
本県は、平成14年12月に策定した「財政健全化指針」において、起債制限比率を今後10年間18%台以下にする目標を立て、公共事業の大幅削減による県債発行の縮減を通じた公債費の抑制に取り組んできました。その結果、平成15年10月策定の中期財政見通しにおいては、その目標が達成できる見通しが立ったところでした。

しかしながら、起債制限比率算定の除数に用いる地方交付税（臨時財政対策債を含む）が、平成16年度国の地方財政対策（注）を受けて大幅に削減されたことによって、起債制限比率が急激に悪化し、現在のままの財政運営を続けた場合、平成19年度以降20%を突破し、以後20%を超えたままの水準で推移する見通しとなりました。

この場合、国庫補助金を受けずに県単独で行う建設事業（例えば、県立高校の校舎整備など）のための新たな県債の発行ができなくなり、県の財政運営に重大な支障を生じることになります。

そのため、今後の投資的経費の縮減による県債の新規発行抑制と併せて、公債費の平準化のための取組を行い、起債制限比率が20%に達しないようにすることが不可欠です。

（注） 地方財政対策とは、毎年度、国の予算編成にあわせて、国（総務省）において地方財政全体の収支を均衡させるための計画（地方財政計画）が策定される際に決定される地方財源の確保対策を言います。近年のように、地方の税収が低迷している状況などでは、何らかの歳入確保対策を講じないと、地方財政計画での収支が均衡せず、地方公共団体が歳入不足に陥ることとなります。こうした場合に講じられる地方財源の確保対策を総称して、「地方財政対策」と言います。



3 これまでの取組

(1) 財政健全化指針の策定 (平成14年12月)

国・地方を通じた厳しい財政状況下においては、今まで依存してきた国庫支出金や地方交付税に多くを期待することは困難であるという基本認識のもと、将来にわたってその時々々の行政ニーズに対応しうる健全な財政運営を構築するため、起債制限比率を今後10年間18%台以下とする、基金残高を10年後に概ね500億円以上確保する、という2つの目標を設定し、その具体的方策を「財政健全化指針」として平成14年12月に策定しました。

「財政健全化指針」による主な取組
 職員の定員を削減しています。
 平成15年度から10年間で1割削減(一般行政部門)
 給料をカットしています。
 平成15年度から3~5%(一般職)
 公共事業を削減しています。
 平成14年度と比べて、平成16年度は30%削減

(2)平成15年度及び平成16年度当初予算での取組

財政健全化指針の策定を踏まえ、平成15年度当初予算から公共事業の削減や給与カットなど収支改善に向けた取組を行いました。

しかしながら、平成16年度当初予算編成に当たり、自由に使える地方交付税や県税の減少により、財政健全化指針に基づく取組を行っても、なお構造的な収支不足が150億円程度生じると見込まれることとなったため、平成15年10月には、平成16年度から18年度の3年間でさらに100億円程度の収支改善を図ることを目標として、財政健全化の取組を強化する方針を決定し、平成16年度当初予算編成では最終的に67億円規模の恒常的な収支改善効果をもたらす歳出削減を行いました。

ところが、平成15年12月に決定された平成16年度国の地方財政対策を受けた地方交付税(臨時財政対策債を含む)の大幅な削減によって、構造的収支不足がさらに200億円以上拡大することになりました。

これは、それまでの財政健全化に向けた取組が水泡に帰すほどの影響であったため、平成16年度当初予算編成においては、さらに緊急避難措置として歳出の更なる削減や財源の確保を行い、県の貯金である基金の取崩しを最小限に抑えることにより、平成17年度以降の財政運営に備えることとしました。

平成15年度及び平成16年度当初予算での取組

(単位：億円)

項 目		H15 当初	H16 当初	
			改善分	
人件費総額の抑制	給与カット(知事・議長10%、副知事他特別職・副議長・議員7%、一般職5~3%)、定員削減(H15・H16:141人)、退職手当・特殊勤務手当・住居手当等諸手当の見直し(H15)	21	6	5
事務事業費の削減		58	84	62
内部管理経費の節減	マイナスシーリングの設定(H14 H15: 5%、H15 H16: 5%)、内部事務費・施設管理運営費の節減(清掃等のグレード抑制など)	7	9	5
外郭団体の見直し	団体の統合・事業見直し、県補助金・委託金の縮減	4	8	7
公共事業費の削減	H14対比で30%削減(H16当初)	26	14	6
事務事業・補助金の見直し	マイナスシーリングの設定(H14 H15: 5%、H15 H16(一般施策経費): 25%)、サマレビューを通じた見直しなど	21	53	44
歳入の確保		5	3	
県有財産の売却	未利用財産の処分	3	3	
県税減免基準の見直し	法人県民税、不動産取得税、自動車税など	1		
受益者負担の適正化	県立大学授業料等の使用料・手数料の改正など	1		
緊急避難措置		14	86	
県債管理の徹底	銀行等引受債の償還期間の延長、借換債の発行	8	25	
交付金の分割交付への変更	下水道普及促進対策交付金など		12	
特定目的基金の活用	教育文化振興基金など	6	13	
地域再生事業債の活用	県単独建設事業に充当		36	
合 計		98	179	67

金額は、一般財源ベース、対前年度比収支改善額

表中「H16当初」のうち「改善分」は、平成15年10月作成時の中期財政見通しにおける収支改善目標額を上回る恒久的な効果を持つ収支改善額